白鷹町地域応援券の配布について

白鷹町では、新型コロナウイルス感染症の影響 により低迷する町内経済の活性化と町民の皆さま の生活支援を目的として、1人あたり5,000円 分(1,000円×5枚)の地域応援券を町民の皆さ まにお配りします。

【対象者】

令和3年6月30日現在において、白鷹町の住 民基本台帳に登録されている方

【応援券の配布方法】

7月下旬から順次、世帯主あてに世帯全員分の 応援券を簡易書留にて郵送します(申請は不要で す。)

【不在時の対応】

配達の際に不在の場合は、不在連絡票が投函さ れます。郵便局へ連絡し、期日内に受け取ってく ださい(土日祝日は郵便局窓口で受取りすること

はできません)。

なお、同居していない親族の方は郵便局から受 取りすることはできません。この場合の受取り手 続きについては、商工観光課商工振興係へお問い 合わせください。

【応援券を使用できるお店】

応援券とともに「取扱事業所一覧」を郵送いた します。

【応援券の使用期間】

令和3年8月10日(火)~10月31日(日) (期間外は使用できません。)

【応援券を使用できる商品など】

取扱事業所で商品購入やサービス提供に使用で きます。ただし、金券や金融商品、プリペイドカー ド、公共料金、指定ゴミ袋、たばこなどの支払い には使用できないなどの制限があります。

【問い合わせ】

商工観光課商工振興係 ☎87-0696

生活応援ローン

~ご利用ください、白鷹町との提携ローン~

白鷹町と東北労働金庫が提携し低利で融資する 制度です。

【融資対象者】

白鷹町にお住まいの勤労者で、会社や商店に1 年以上勤務し、職場に労働組合がない、または融 資制度がない方。

【使いみち】

右表参照。ただし、事業資金、投機目的資金、 負債整理資金は除きます。

【利子補給】

白鷹町勤労者互助会会員の方、年1.0%、会員 以外の方、年 0.3%

※ローンの詳細は、労働金庫にお問い合わせくだ さい。

資金使途 区分	資金用途	融資 限度額	融資期間	融資利率(年率)
生活資金	生活資金・ 耐久消費財 購入など	100万円	7年以内	2.75%
自動車資金	自動車購入資金、 車検等の自動車 費用など	200万円	7年以内	1.55%
教育資金	入学料、 授業料、 教育資金など	300万円	10 年以内	1.55%
福祉資金	出産、育児、 災害復旧資 金など	100万円	7年以内	1.25%

【問い合わせ】 東北労働金庫長井支店 ☎84-1100

各種支援制度への申請はお済みですか? ©まだ申請を行っていない対象事業者の方は

お早めに申請をお願いします。

制度名	支援内容の概要	申請期限
日鷹町事業継紀雇用維持紀刊金 	て法定の休業手当を支払った事業者を対象とした給付金	7月30日(金)
白鷹町雇用調整助成金申請代行補助 事業費補助金	1月~3月までの国雇用調整助成金などに係る申請代行手数料 を社会保険労務士などへ支払った事業者を対象とした補助金	7月30日(金)

※対象要件や申請必要書類など詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】 商工観光課商工振興係 ☎87-0696

7月1日から「ゆーかーど」が新しくなりました!

7月中の新規カード作成で200ポイントプレゼントされます! (お一人様1回のみ、要会員登録) お得なイベントも実施されますので、ぜひご利用ください!

【変更点等】

- ・1ポイント=1円でいつでも使用できるようになりました。
- ・旧カードの満点カードは8月31日までご利用できます。
- ・満点になっていない旧カードのポイントは、1ポイント=1円で利用できます(8月 31日まで)
- ・旧カードのポイントを新カードへ移すことはできません。ご了承ください。

【問い合わせ】 白鷹町商工会内 協同組合ゆーしーる ☎85-0055

新型コロナワクチン接種(64歳以下)について

新型コロナワクチンについて、町内の高齢者接種が7月30日に完了する目途が立ちましたので、64歳以下の 方の接種を次の通り実施予定です。接種の時間や予約開始日等の詳細は、本号と一緒に配布されるチラシまたはホー ムページをご覧ください。

この接種のほかに、職域接種や大規模接種等(町以外の接種)を受けることもできます。いずれの接種も6月下 旬に送付した接種券が必要となりますので、接種を受けるまで保管ください。

■接種日程 1回目 8月20日(金)から9月9日(木)※日曜除く

2回目 3週間後の同曜日 (9月10日~30日)

■接種会場 白鷹町立病院

■接種人数 約4,300人(完全予約制)

■接種回数 2回接種(ファイザー社製)

■予約方法 Webおよび予約センター(電話)



ワクチン接種についてのお問い合わせ先

健康福祉課健康推進係(受付時間:月~金 午前8時30分~午後5時15分) **☎** 0120-567034 (フリーダイヤル) または **☎** 0238-86-0210

子育で世帯生活支援特別給付金を支給します ひとり親世帯 でない方へ

1. 支給対象者

下記の①②両方に当てはまる方(*ひとり親世帯分の 給付金を受け取った方を除く)

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児 の場合、20歳未満)を養育する父母等

(※令和4年2月末日までに生まれた新生児等も対象 になります。)

②令和3年度住民税(均等割)が非課税の方または 令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課 税相当の収入となった方

2. 支給額

児童一人当たり 一律5万円

3. 給付金の手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当 の受給者で住民税非課税の方

申請は不要です。なお、給付金の支給を希望しない場 合は受給拒否届を提出ください。様式がありますの で、健康福祉課子育て支援係(☎86-0212)へお問い 合わせください。

II. I 以外の方(18歳未満の児童のみ養育している方、 収入が急変した方等)

申請が必要となりますので、健康福祉課子育て支援係 へお問い合わせください。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。